

能登町告示第81号

能登町コミュニティ・カーシェアリング補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町コミュニティ・カーシェアリング補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、能登町補助金交付規則（平成17年能登町規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、日常生活上の助け合いを目的に、地域の交通手段として住民が主体となってカーシェアリングを実施する団体（以下「補助対象団体」という。）とし、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) カーシェアリングの活動目的等を定める会則、規約等を有していること。
- (2) 構成員が5名以上であること。
- (3) 地域の誰もが組織運営に参画できる、地域に開かれた組織であること。

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助対象事業及び補助対象経費は、別表のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く場合
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (3) 他の制度等に基づく補助金等の交付決定を受けている場合

2 補助金の額は、前項に定める別表により算定した額とし、複数の補助対象事業を実施する場合の補助金の上限額は、個別上限額の合計額とする。ただし、当該合計額が18万円を超えるときは、18万円とする。

3 実施月数が1年に満たない場合は、1月あたり1万5千円に実施月数を乗じた額を上限とし、実施月数が1月に満たない日数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、能登町コミュニティ・カーシェアリング補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により決定したときは、能登町コミュニティ・カーシェアリング補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請団体（以下「交付決定団体」という。）に通知するものとする。

(計画変更の申請等)

第6条 交付決定団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく能登町コミュニティ・カーシェアリング補助金変更申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、変更等について、速やかに決定をするものとする。

3 町長は、補助金の変更の決定をしたときは、能登町コミュニティ・カーシェアリング補助金交付取消・変更通知書（様式第4号）により交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定団体は、申請年度の補助対象事業を完了し、又は中止したときは、当該完了日又は中止日から30日以内に能登町コミュニティ・カーシェアリング補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、これを審査及び調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、能登町コミュニティ・カーシェアリング補助金の額の確定通知書（様式第6号）により交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の確定通知を受けた交付決定団体は、補助金を請求するときは、能登町コミュニティ・カーシェアリング補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要と認めるときは、補助金交付決定額を概算払することができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は事業計画の目的と著しく異なる活動を行ったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他町長の指示に従わなかったとき。

2 前条第2項の規定の適用を受けた交付決定団体においては、概算払により交付された補助金の額が第8条の規定により確定した補助金の額よりも多いときは、その差額を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	要件	補助対象経費
1 送迎支援	送迎支援を通じて地域のコミュニティづくりに努めること。	支援対象者の送迎その他事業の実施に要する次に掲げる経費の2分の1以内の額（個別上限：年額18万円） 需用費（消耗品、燃料費、茶菓子代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） 使用料及び賃借料
2 見守り・助け合い活動	見守り活動を行うことで、安否の確認、信頼関係の構築、ひきこもりの防止等に努め、必要に応じた助け合い活動に取り組むこと。	活動その他事業の実施に要する次に掲げる経費の2分の1以内の額（個別上限：年額12万円） 需用費（消耗品、燃料費、茶菓子代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） 使用料及び賃借料
3 交流活動	地域に交流拠点を設け、定期的に多世代が集う交流活動、座談会、生活相談等を行うこと。	活動その他事業の実施に要する次に掲げる経費の2分の1以内の額（個別上限：年額12万円） 報償費 需用費（消耗品、燃料費、茶菓子代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） 使用料及び賃借料